

議会運営委員会会議録

開閉日時 令和7年10月3日（金） 午前11時32分～午後11時58分

会 場 高浜市議場

1. 出席者

1 番 橋本 友樹、2 番 荒川 義孝、6 番 今原 ゆかり、10 番 北川 広人、

12 番 柴口 征寛

オブザーバー

議長（3 番）神谷 直子、 副議長（9 番）長谷川 広昌

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

なし

4. 説明のため出席した者

13 番 倉田 利奈

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 1 名

6. 付議事項

1. 自由討議を実施する案件について

2. 12月定例会の日程について

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会運営委員会を開会いたします。

議長挨拶

委員長 本委員会記録の署名委員の指名についてであります。副委員長の荒川義孝委員を指名いたします。

本日の案件は、お手元に配布してあります付議事項のとおりです。

《議 題》

1 自由討議を実施する案件について

委員長 先ほど開催されました各派代表者会議において、本定例会に付議されております認定第1号について自由討議をしたいというお話が出たようであります。

この件について皆様方に御意見を頂戴したいと思います。

2番、荒川義孝委員。

意（2） 先ほど認定について自由討議をしたいということなんですけど、そもそも一般議案と認定というのは性格が違うところがあります。先ほどの提案者のほうからの説明を聞いてて、幅広い中で何に絞ってというところ説明があったんですけど、いまいち分からないところがあるので、本人に一回入っていただいて説明を聞きたいと思うんですが、委員長いかがでしょうか。

委員長 今の意見は、自由討議をするに当たって、認定第1号をとられた議員さんに一度議会運営委員会に入っていただいて、その趣旨の部分を説明をしていただきたいということによろしいですかね。

「はい。」と発声するものあり。

委員長 ほかの委員さんのほうもよろしいですかね。

意見なし

委員長 はい、分かりました。

一回、暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 35 分

再開 午前 11 時 36 分

委員長 それでは、再開をさせていただきます。

先ほども言いましたように、認定第 1 号をテーマに自由討議を実施したいということで、各派代表者会議のほうでそれを発議されました倉田議員、説明員として入っていただきましたので、よろしく願いをいたします。

それでは、まず荒川委員、質疑をする形にしますか。

2 番、荒川委員。

問（2） 今一度、先ほどの提案、なぜ取り扱うのかっていう趣旨を説明いただきたいと思います。それに対してちょっと僕も意見がありますので、よろしくお願いします。

委員長 それでは倉田議員さん、答弁を。

13 番、倉田議員。

意（13） 先ほど各派代表者会議で申し上げましたが、やはり各種契約について疑義があるところがございます。特に高浜市総合サービス、それから T S C に関しては、契約形態が適正かどうかっていうところについては、監査委員のほうからは問題がないということでこの議会に認定として上がってるっていうことは皆さん御承知のとおりですけど、その監査委員の判断が正しいかどうかということにつきましては、やはり私はここでしっかり議論した上で判断する必要があるかなと思っておりますのでお願いいたします。

委員長 2 番、荒川委員。

意（2） ありがとうございます。実は決算認定、一般議案というのはそれに対してどこがどうかという指摘をして賛成か反対っていう部分があるんですけど、決算認定の性格として基本的

には議会が会計年度の歳入歳出、予算の執行実績について、その内容を審査した上、適正かつ正当かどうかを行う確認作業というのは御存知ですよね。理解できますよね。この決算審査の結果、法令等の違反など重大な問題が発見されるような場合については不認定と、議会として不認定となることもあり得ると。この決算委員会、本委員会の中でそちらを審査するっていう性格を考えると、法律等の違反という部分を考えて、自由討議の場を設けてそれを議論する間もなく、一発でこれを不認定ということにもっていけるという部分もあるものですから、賛成、反対というよりも法令違反してるかどうかという重大な問題が発見するのがまず第一であって、賛成、反対っていうのは委員会の中であり、最終日で決定するべきだと思いますがいかがでしょうか。

委員長 ほかに御意見ございますか。

まだこの部分が分からんとかということであれば、倉田議員さんに入ってもらってますからお答えいただけますけども。ほかの議運の委員の方々、よろしいですか。

意見なし

委員長 それではちょっと副委員長さん、申し訳ない、委員長を代わってもらっていいですかね、私の意見として言いたいことがありますので。

委員長交代

副委員長 それでは、引き続きこの件につきまして御意見のある方お願いいたします。

10 番、北川委員。

意（10） まず、認定第 1 号を自由討議のテーマにするかどうかっていうことに関しては、これは考え方一つで別にテーマにしてもいかんことはないのかもしれませんが、一つは範囲が広すぎるというところで、果たしてその自由討議ということに対してなじむかなじまないかっていうとちょっとなじまんだらうということが一つ。それから、この認定第 1 号の中のこの部分だけをついていうふうに切り出すというのは、これは委員会の中で質疑をしたりだとか意見を例えば言ったりだとかっていうことは可能かもしれませんが、自由討議の中でここだけを切り出してっていうと、それはやっぱりこの自由討議の意義から外れてしまうというふうに考えます。

なぜかという、やっぱり賛同するものかどうかっていうところの結果に持っていく、自分の

立場を賛成か反対かのどちらかに置いてするのが討議ですから。要は、言い合いのできる討論というのが自由討議ということになりますので、それを考えるとやっぱりどっかだけを切り出してっていうのは、賛成、反対っていうのはなかなか難しいと思います。特に決算だとか予算だとかそういったものに関して言うと、ここは賛成できないけど、でも9割は賛成できるから賛成だという方も見えるでしょう。それから、一点だけ反対だけでも絶対賛成できないと、これが入ってるから賛成できないという方も見えるでしょう。だからそういうのは自由討議にはなじまないんですよ、どうやっても。これを切り出して討論をしましょうっていうのは、これは議会の中において、例えば本会議だとか委員会だとかでやるべきものじゃなくって、例えば全員協議会をこれについて議論がしたいから全員協議会を開いてくださいということを議長にお願いをして、それで全員協議会を開いてもらってそこで協議をするというのが本来かなというふうに思います。

今は委員長じゃなくて個人的な議員としての意見として言わせていただきます。以上です。

副委員長 倉田議員、それは委員としての発言ではなくて参加したということですね。はい。

意(13) ちょっとよく分からないですけど、全協で議案について議論ができるんですか、そういう方針であったんですか。私はそれはちょっと今、初耳だったんですけど。今の北川委員の話だとそういうことになると思うんですけど、そういうことが可能ということなんですね。

副委員長 10番、北川委員。

意(10) 当然、議案としてじゃありません。さっき言ったように、先ほど説明員の方が言われたように、各種契約、特にこことこの契約みたいなことを、これ議案じゃないですよ。議案の中のほんの一部の部分じゃないですか。だから、ここのことを話すのはこれは議案として話すわけじゃないですから。もしやるのであれば、議会閉会後に最終日を終えた後に、全協を開いて、ここについての疑義を、今後例えば議会としてももう少し正していくべきじゃないかというような提案をしてもらって皆さんが賛同をするならそこでやる協議ということであれば、全員協議会ぐらいしかないだろうなということでそういうふうに言わせていただいたんです。

副委員長 13番、倉田議員。

意(13) 自由討議って私はやはりここで、皆さんで討議、討論する中で自分の考えと違う考えを例えばおっしゃっていただく中で、自分は反対だと思ってて皆さんに反対を求めていたところ、ちょっとそういう考え方もあるなと思って賛成するとか、そういう場だと思ってたんですね。お互いにその議案に対しての上程されたものに対しての私は議論をする場だと思ってて、だから当然、陳情や請願についても、過去やってないんですかね、私やってたような気がするんですけど。

ですから、どんな案件についても上程されたものについてはできると思っていましたし、特に先ほど認定第1号については決算だから幅が広いからっておっしゃるもんだから、こういう点ですよということを言ってるもんですから、それについてやることに、私今のお話だとよく理解できないので。せっかく議会終わってからそれをやったとしても、今、上程されてもいるものに対して私たちがどう判断するかっていうのを今から法律調べたり、またはいろんな人の考え方を聞いたりする中で決定していかなきゃいけない今、過程にいると思うので、その過程において自由討議をやるのが最も適正であって、議会終わってからやっても私はそれは意味がないと思ってますので、何のための自由討議かといったらやっぱり私たちがどう決断するかっていうところを決めるために皆さんの御意見を聞き、皆さんの考え方を聞くっていうとこだと思うので、ちょっと北川委員のおっしゃってることがよく分かりません。

副委員長 10番、北川委員。

意(10) 言い方が悪くてお伝えができなくて申し訳ないんですけども、まず議案というものは、これは決算特別委員会に付託をされました、今日ね。付託をされたから決算特別委員会ですべきものであります。決算特別委員会の中で、ほかの常任委員会でもそうですけれども、基本的には当局側に質疑をして、そして自分の分かってないところだとか何かをしっかりと正した中で賛成か反対か、今回の場合、決算の場合は認定ですけども、認定をするかしないかという判断をしていくということになるんですけども、この中で自由討議をするっていうことは、一般議案であれば、それは十分に自由討議が成立すると思います。だけど、決算のように特に認定第1号というのは本当に幅広く議案の中身があるわけですから、この中から切り出してやるっていうことは、これ議案をゆがめて見るみたいなもので、議案の中でこの議案に対して賛成が反対に回るとか、反対が賛成に回るとかっていう話ではなくなっています、もう既に、おっしゃるようにこの部分だけ切り出してやるっていうことがね。そうするともう委員会内でやる自由討議のテーマにはなり得ないというふうに思うんですよ。ですから、一番初めに言ったように、やっぱりなじまないテーマというのは当然、議案によっては出てきますので。

ですから、私は自由討議を実施する案件に対してなじまないのも、頭から反対とは言いませんけど、なじまないから賛同しかねるというふうな考え方です。

副委員長 倉田議員。

意(13) 高浜市の会議規則によると、自由討議による合意形成ということで109条に載ってるんですけど、これによると付託された案件の審査に当たりってというふうに書かれているので、認

定第1号もちろん付託されているものですので自由討議に当たると思いますし、なじむかなじまないかということにつきましては、特にこれについては何も今まで明確なものがなかったと思いますので、私はどんなことでもやれると思ってますし、逆に言えばそれをやるのが議員の仕事かなと思いますので、やはりそこがしっかり議論した上での結論を出すということが非常に重要ではないかと思いますので、ぜひとも取り入れていただけたらと思います。以上です。

副委員長 現在の臨時の委員長なんですけど、私もちょっと発言をしたいので代わっていただいていいですか。

委員長交代

委員長 それでは委員長を代わります。

2番、荒川委員。

意(2) 逆にちょっと倉田委員にお聞きしたいんですけど、先ほど契約の正しく執行されているかどうかを問うという部分なんですけど、基本的にこれ結果に対しての審査、討議になると思うので、法令違反などがあつた、おかしいという部分を自由討議の場で賛成、反対って議論するのもやっぱりちょっとそぐわないと思うんですよ。違反は違反ということでその場で明確に、エビデンスを示して、法令違反という部分。なので委員会の中で十分こと足りると思うんですけど。その法令違反してるのが賛成、反対っていうのはどうも考えにくいと思いますが、そのあたりどうですか。

委員長 倉田議員。

意(13) いや法令違反していればもちろんもともとの契約が問題であればそれはそれに対する支出も反対に決まってると思うんですけど、ですから私はそれが正しいかどうかっていうのを、高浜市は高浜市の契約の仕方っていうのもありますので、それが正しいかどうかっていうのを皆さんで自由討議したらどうですかっていう話なんですけど、駄目ですかね。

委員長 2番、荒川委員。

意(2) 気持ちはよく分かりますが、先ほども言ったようにこれは正しいかって皆さんで議論した場合に、結局、規則それから法律等が絡んでくると思うので、議論するまでもないという部分がある。それをみんなで賛成側と反対側で法律を引っ張り出して議論するっていうのもちょっと議会のやるべきところではないなというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

委員長 13 番、倉田議員。

意（13） たぶん、副委員長の荒川委員は法令についていろいろお勉強されているのでよく分かっていると思うんですけど、やはり法令による解釈っていう部分はすごくあると思うんですよね。その解釈が、例えば市が行っている解釈が正しいかどうかとかそういうことについてはしっかり私は議論ができるんじゃないかなと思ってますので、そういうところを議論できたらと思っております。

委員長 2 番、荒川議員。

意（2） 堂々巡りとなると思うんですけど、基本的にはやっぱり法律、正しく執行されている部分というのは、専門家にその部分は委ねる部分であり、我々で判断できる部分、やっぱり判例もいろいろ出てくるといった部分もあるので、その部分については委ねる。議会としては、正しく執行されているかどうか、審査するべきところだと思います。なので、賛成か反対かっていう議論というよりも、しっかりと決算委員会の中で議論を深めるべきだと思います。以上です。

委員長 それでは、倉田議員に何か聞いとかなあかんというところは、ほかの委員さんからありますか。特にございませんか。

意見なし

委員長 それでは倉田議員、ありがとうございました。退席をしてください。

倉田議員退席

委員長 それでは、内容は分かったか分からんかっていうことですけど、先ほどの各派代表者会議のときよりもより具体的にこの部分っていうところが出てきたんで、それを踏まえて自由討議を実施する案件として、認定第 1 号、これをどうするかということで、御意見のある方いらっしゃいますか。

ちなみにの話が結構多くて申し訳ないんですけど、議運で決定するっていうのはなぜかというと、例えば自由討議のテーマが 4 つも 5 つも出てきた場合、それをこなしていくのは難しいからその中で優先順位を決めて、議運で決めて 2 つぐらいのテーマに絞りましょうということが想定されておりました。

それからもう一つは、今言ったように自由討議のテーマとしてなじむかなじまんかっていうのも当然あります。要は、議論になるかならんかっていうことですよね。その辺のところを含めて議運の中で決定していきましょうということで、各派で少数会派の方々の御意見も拾い上げておいて議運で決めていきましょうというのがこのやり方の趣旨でずっとやってきたわけです。ですから、それを踏まえて皆さん方に意見を出していただいたり、それから決定をしていただくというのがこの議運になりますので、よろしくお願いをいたします。

御意見ございませんかね、何かありますか。よろしいですか。

意見なし

委員長 それでは、議長のほうから認定第1号でやるかやらんかということを決めてくださいということを言われておりますので、決算特別委員会に付託されている認定第1号について、自由討議を実施したい旨の申し出がありましたけれども、これに対して御意見はもうよろしいですか。

意見なし

委員長 それでは、採決を採らせていただきます。

採決の内容は、認定第1号について自由討議を実施するか否かということでよろしいですか、採決を採らせていただいて。

意見なし

委員長 では、自由討議を実施することに賛成の委員の挙手を求めます。

賛成者挙手

委員長 挙手なしであります。

自由討議を実施しないことに賛成の委員の挙手を求めます。

賛成者挙手

委員長 挙手全員であります。よって、認定第1号については自由討議を実施しないということに決定をいたしました。

2 12月定例会の日程について

委員長 事務局より説明をお願いします。

説（事務局 主任） それでは、お手元に配付させていただいております令和7年12月高浜市議会定例会の会期及び会議日程（案）を御覧ください。

既に御案内のとおり、12月定例会の会期及び会議日程（案）につきましては、人事院勧告の内容を踏まえまして、当初の予定から変更しております。

会期につきましては、11月25日から12月17日までの23日間とさせていただきます。

告示につきましては、11月17日、一般質問の締切りを11月18日の午後5時までとし、11月25日に本会議第1日を開催し、開会、市長招集挨拶、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸報告、議案の上程、説明の順で行います。

総括質疑の通告の締切りを11月26日の午後5時までとし、12月2日及び3日の2日間を一般質問、一般質問終了後に関連質問をお願いし、12月5日を第4日としまして、総括質疑、議案の委員会付託を願い、12月9日に総務建設委員会、10日に福祉文教委員会をいずれも午前10時から開き、それぞれ付託案件の審査等を願います。

12月17日を最終日第5日とし、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、閉会の順でお願いをするものであります。説明は以上です。

委員長 ただいま事務局が説明しました案のとおりに決定させていただいてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので案のとおりに決定させていただきます。

なお、会期及び会議日程（案）については11月1日号の市広報に掲載をしまいたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

最後に一点、御連絡とさせていただきますけども、先ほどの各派代表者会議において、意見書（案）について協議した結果、全会一致で提出することが決まりました。議長より意見書（案）の取扱いについては議会運営委員会にて協議するというふうに、さっきお伝えがありましたので、福祉文教委員会終了後に議会運営委員会を開催いたしますので、予定をお願いをいたします。

それでは、本日の案件は全て終了いたしました。

以上をもって、議会運営委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前 11 時 58 分

議会運営委員会委員長

議会運営委員会副委員長